令和７年度第１回富田林市入札等監視委員会議事録（会議の概要）

１　開催日時　令和７年５月１３日（火）午前９時３０分～午前１０時２０分

２　開催場所　市役所５階　入札室

３　出 席 者　委員３名、工事担当課９人、事務局５人

４　開催形態　公開（傍聴人　人）・非公開・一部公開（傍聴人　人）

【非公開・一部公開の理由】

会議の公開に関する指針３．（３）該当

５　審議の経過及び委員会等の結果等　　全文筆記・要点筆記・議事要旨

次第

（１）　入札及び契約手続きの運用状況等について（令和７年１月～３月）

①　工事の発注状況について（報告）

（２）　発注工事（抽出事案）に対する説明及び審議

①　「児童館高圧気中開閉器取替工事」

②　「第三中学校屋内運動場バスケットゴール緊急改修工事」

③　「金剛東保育園幼児棟外廊下デッキ改修工事」

④　「(7)富田林市災害用マンホールトイレ設置工事(第一中学校)(ゼロ債務)」

⑤　「(7)富田林市災害用マンホールトイレ設置工事(葛城中学校)(ゼロ債務)」

【委　員】　まず案件①なんですけれども、高圧ケーブル取替工事の最中に、開閉器も取り替えたほうが良いよという業者からのアドバイスだと思うのですが、一般家庭だったら、アドバイスされても、どうしたら良いか判断できないと思うのですけども、こういう場合っていうのは、市サイドでも何かこう、本当に取り替える必要があるのだろうかとか、そういうチェック機能とかっていうものは、働く様になっているのでしょうか。

【担当課】　チェック機能というのは、特に無いのですけれども、今回については先ほどの説明させていただいた通り、元々の引込ケーブルが、年に１度、同じ時期に点検をしているのですけども、令和５年の点検時と比べますと、急激に電流の抵抗値が落ちているということで、その点検調査していただいている業者さん曰く、なかなか急激過ぎるというお話でした。

設置から３０年経っている、推奨の期間は１５年というところで、ほぼ倍ぐらいの年数が経っているところで、経路の引き込みケーブルの取替の工事を行うというところが決まっていたのですれけども、その開閉器につきましても、設置年はケーブルよ

り１年ほど後にはなっているのですけれども、ほぼ、そちらも３０年経っているというところで、同じく取替の推奨期間が１５年というところでございました。

その中で、ケーブルの急激な劣化と、開閉器が全く駄目になってしまった場合、開閉器自体が電気の逆流の波及事故を防ぐための装置というところでございますので、児童館の周辺の大きい住宅でありますとか、商業施設もございますので、一帯がどれくらいの範囲になるかは分からないのですけれども、場合によっては広範囲で停電を起こしてしまうことがあると。

そうなってしまった場合は、もちろん防ぐことはできないので、リスクを避けるために、まず交換が必要ではないかというところがございました。

そして、説明のところでもお話させていただいた通り、１度に工事をやってしまった方が経費の縮減っていうところと、スピード感も鑑み、今回独自契約をしたというところですが、チェック機能というところは無いです。

【委　員】　はい。分かりました。

今回の件については、よく分かったのですけども。

ただ、むしろ逆にですね、１５年間が推奨期間で、それから１５年経ってやっと交換っていうのは、逆にそっちもきちんと取替のチェックといいますか、点検みたいなのが、今までちょっとおろそかにしていたということで、なぜ今回の点検で、その抵抗値が急に変わったっていうことでないと、なかなか交換できなかったということでしょうか。

【担当課】　はい。そうです。

１年に１回の点検については、その数値的な抵抗値というのは全く問題がなく、良好という状態ではありました。

推奨期間は過ぎてはいるというところで、点検業者さんの方から報告は受けてはおったのですけども、数値的にはもう全く問題ない状況であるというところの報告も受けておりましたので、これまで、交換というところの作業まで至らなかったというところでございます。

【委　員】　はい。ありがとうございます。よく分かりました。

それから、案件④と案件⑤は同じマンホールトイレなのですけれども、違う部分は、何が違うのかなという素朴に疑問に思ったので、お答えいただければと思います。

【担当課】　この金額の違いはですね、マンホールトイレから排水を自然に流していくのですけれども、今ある既設の下水道管までの距離の違いで、工事費の違いが出ております。

この工事で下水道管を新設するというところで、その距離の違いです。

【委　員】　はい。分かりました。ありがとうございます。以上です。

【委　員】　今の案件④、案件⑤なんですが、このゼロ債務ということで、ゼロ債務というのがどういうことなのかと、それからこういう災害用のマンホールトイレを設置するっていうのは、本来、急に起こる話ではないので、ある程度計画がされていたと思うのですけれど。

それがこの時期で、ゼロ債務で行うことになったという事情を教えていただきたいです。

【事務局】　事務局からは、ゼロ債務の説明をさせていただきますけれども、国から通知がございまして、公共工事の施工時期の平準化の取り組みをしなさいという中の一つの取り組みの内容になりまして、ゼロ債務負担行為は、負担行為を予算年度の前年度に設定し、契約までを前年度に行って、７年度の予算措置をして、工事に入るというところです。公共工事の施工時期の平準化っていいますのが、公共工事はどうしても例年４月、５月、６月に行う工事が少ない時期になっておりまして、どうしても３月に工事が集中するところがございますので、４月、５月、６月にも工事を行う形を取り、業者さんの健全な経営に繋げるというところも考慮いたしまして、債務負担行為を活用して４月、５月、６月にも工事を行っていただこうというところです。

それでゼロ債務負担行為というのを設定して、発注させていただいております。以上です。

【委　員】　分かりました。

そうするこの２つの工事の契約は令和６年度中に契約して、実際の工事は令和７年４月以降に実施したということなのですね。

【事務局】　はい。そうです。現在、工事中です。

【担当課】　担当課からは、マンホールトイレの計画のことを説明させていただきます。

毎年４校ずつ、今後、令和８年、９年で４校ずつ工事を行ったら、市内の学校のマンホールトイレが設置完了する予定となっております。

ただしですね、下水道区域外の学校については、下水道課の方に交付金が出ないような状況になっておりますので、そちらの方はまた別の課で対応することになると思います。

【委　員】　ありがとうございます。

計画的にやっている事業だけれども、平準化するために、ゼロ債務という仕組み作りをしたということですね。

それからもう一つ、案件③ですが指名競争入札で、郵便でやっているということな

のですけれども、指名競争入札は全部、郵便方式でされているのでしょうか。

その辺を説明いただけたらと。

【事務局】　はい。この工事は１度、条件付一般競争入札、電子入札の方で入札を行いまして、不調となりましたので、指名競争入札に切り換えたのですが、その指名競争入札の方は、本市では、郵便入札で行っております。

【委　員】　分かりました。

それを郵便で行うっていうか、システムを使えない何か理由はあるのでしょうか。

【事務局】　以前は、実際に入札室に業者さんを集めて入札を行っていたのですけども、コロナ禍もありまして、参集を行わない非接触の郵便入札方式を取り入れております。

それと、庁舎の建て替えに伴います駐車場の不足もございますので、指名競争入札につきましては、郵便という方式をとっております。

【委　員】　はい、分かりました。以上です。

【委　員】　案件①に関してなんですが、契約検査課の方に確認ですけど、入札をするかどうかの基準の金額は、今も１３０万円ですかね。

【事務局】　今、今年度、今年の４月１日からなのですけれども、入札は２００万円以上となっております。

【委　員】　案件①の事案は、１３０万円の時代の適用ですか。

【事務局】　はい。そうです。

【委　員】　一覧表を見ると、元々の高圧ケーブルの取替工事っていうのが、番号の３９番、通し番号１８８番、児童館高圧ケーブル取替工事。

予定価格７１万５，０００円ですかね。

【事務局】　はい。

【委　員】　はい。この７１万５，０００円と今回の契約金額を足すとですね。

１２９万１，４００円。

１３０万円ぎりぎりになっちゃうのですよ。

委員の立場から申し上げると、工事の必要性ということはもう、ご説明いただいてよく理解できるのですけれども、手続きの適正さという観点から見た場合に、現場調査で、工事の必要性、緊急性が分かったとしても、結果としての５７万６，４００円で、１３０万円以内に収まったということにはなるのですけれども、１本の工事で発注すると、予定価格が、多分、１３０万円を超えたであろうと思われる事案かなと思います。

その場合に、じゃあ、同じ業者さんにお願いしますということで、やっちゃってい

いのかというご質問なのですが、いかがでしょうか。

【事務局】　ご質問いただいた内容でも、ひとつの工事にすれば１３０万近くいくのではないかというお話なのですけれども、現状ご指摘いただいたリストの３９番。

まず初回で７１万５，０００円の発注をさせていただいて、後に先ほど担当課がご説明させていただいた事案が発生いたしましたので、契約上、別の発注という形をとらせていただいているがゆえに、この流れになっている次第でございます。

【委　員】　わざわざ分離して、同じ業者さんに対して２件発注することによって、入札すべきところを随意契約で収めているのではないかという、そういう観点。

金額は少ないのですが、市民目線から申し上げますと、もっと大きな金額になったらどうなるのか。そういう観点からの質問でございます。

【事務局】　結果、工事費が１３０万円以内に収まっているのですけれども、元々、この２件の工事を１件の工事で発注したら、１３０万円を超えて、おそらく入札になっていたのかなと思うのですけれども、結果、近隣への波及事故の恐れも勘案して、児童館が判断したとは思うのですけれども、別々の契約なので、その結果、蓋を開けてみたら、１３０万未満には収まっているのですけれども、金額ありきで契約したもの、発注したものではないと思います。

【委　員】　ただ、やっぱりそういうところの問題があるのであれば、この事案は、緊急突発工事として、１３０万円超えても、それでもやむを得ないのだと。

もし、壊れたら、近隣が全部、停電になるかも分かりませんとおっしゃったので、工事しないといけないから、１３０万円超える可能性もあるけれども、緊急にやりましたという処理をしていただいた方が望ましかったのではないかと考えます。

【事務局】　はい。分かりました。

○　開催日程等について

（１）次回の開催日時について

（２）議事録の署名委員と抽出委員の指名について